

法 令 等 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項
処 分 の 概 要	車両の使用制限命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準	使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	交通部駐車管理課管理第四係（電話06-6943-1234 内線709-251）
備 考	